

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

回 答 書

平成 18 年 6 月 8 日付で貴組合から要求のありました 2006 年夏季重点要求書について、以下のとおり回答いたします。

1 「給与構造見直し」について

- (1) 給与改定にあたっては、雇用者責任を明確にし、地域の購買力を高め、職員の公務への専念意欲を高め、意欲をもって働くことのできる賃金制度とすること。また、職員の団結を守り、公務労働の公平性、継続性、専門性を確保するうえで、「生計費原則」「同一労働・同一賃金」「公正・公平」な賃金体制とすること。
- (2) 05 人事院勧告で示された「給与構造見直し」を自治体に導入しないこと。やむを得ず「給与構造見直し」を導入するにしても、機械的な国制度への追随ではなく、宇治市の実態に見合った制度とし、水準確保の方策を真摯に検討すること。
- (3) 勧告での「地域手当」支給率の導入は、地域の賃金水準を低めると共に、一部都市部と地域との格差を拡大することになり、導入しないこと。
- (4) これまでの労使自治を守り、同時に労使交渉での到達点を踏まえ、賃金水準を確保すること。

(回答)

給与改定については、本年の人事院勧告等の動向を見定めたいと、貴組合に回答する予定であるので理解されたい。

「給与構造見直し」については、平成 18 年 2 月 7 日に貴組合に提起したところであり、他団体の状況等を検討する中で、引き続き協議していきたいと考えているので理解されたい。

2 夏季一時金要求

- (1) 夏季一時金については、2・7月分プラス一律35,000円を支給すること。

(回答)

平成 18 年 6 月期に支給する期末・勤勉手当は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき、期末手当として 1.4 月分、勤勉手当として 0.725 月分の合計 2.125 月分を 6 月 30 日に支給するので理解されたい。

(2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員 10%加算とすること。

(回答)

役職加算については、その職責に応じて役職の職務別に措置しているものであることから、役職加算を廃止し、全職員に一律 10%加算することは困難であるので理解されたい。

(3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。

(回答)

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有しており、この手当の支給形態が民間企業における賞与の特別給のうち成績査定分に相当し、民間企業の賞与の支給形態と均衡が保たれている根拠となっていることから、期末手当、勤勉手当を一本化することはできないところであるので理解されたい。

(4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

(回答)

勤勉手当の支給については期間率と成績率を乗じた支給割合となっているが、現状は勤務期間率と懲戒処分者を除き一律適用した成績率とで支給割合を決定している。成績率は勤務成績評定とあわせて検討を行うこととしているので理解されたい。

3 夏季休暇の現行日数を確保すること。また、夏季休暇の完全取得できる体制を確立するとともに制度化を図ること。

(回答)

平成 18 年度の夏季休暇の取得日数及び取得時期は昨年度のとおりとするので理解されたい。なお、次年度に向けては見直しを検討したいと考えている。

4 人事院規則が変更されたことで、安易に自治体に国の制度を持ち込まないこと。休息・休憩時間は、重大な労働条件であり労使協議を尽くす事は勿論のこと、地域の企業、事業所に働く労働者の労働時間に影響を与えることから、労働時間の改悪は行わないこと。

(回答)

休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについては、国家公務員は人事院規則が改正され、本年 7 月 1 日から実施される。地方公務員についても、同様の措置を可能な限り速やかに行うよう、総務省から通知があったところである。本市では、京都府をはじめ他団体の動向を見定めながら、見直しを図っていきたいと考えているので理解されたい。

5 この間、空調の改善に向け一定の対策が講じられているが、大きな効果が得られない場合は、西館の空調改善とあわせ、抜本的対策を講じること。

(回答)

事務室内の空調対策として、本庁1・2階の市民課、国保年金室、健康生きがい課、税務室、水道営業課、保健推進課、会計室について、安全衛生委員会等での論議を踏まえ、職場内の空気の攪拌を図る手立てを講じたので、その効果を見守る一方、地球温暖化対策実行計画も見据えながら、気温や湿度等の状況に応じて、柔軟に対応しているところである。

また、抜本的な空調改善については、西館は昭和49年、議会棟は昭和58年、本館は平成4年の完成であり、いずれの建物も、完成後の経過年数に応じて、空調設備をはじめ諸設備も含めた抜本的な改修・修繕が課題であると十分に認識しているところであり、長期的な対応も含め、今後の検討課題としたいと考えているので理解されたい。

6 住民のいのちと暮らし、平和と地方自治を守ること。

- (1) 悲慘な戦争への苦痛の反省に基づいて制定された現憲法の精神を政府は放棄して、アメリカの要請に基づき憲法9条を変え、海外で戦争できる国に作り変えようとしています。平和を守る立場から、憲法9条の改悪に反対し、また憲法改悪を前提とした国民投票法制定に反対すること。
- (2) 憲法改悪と動きと一体として、日本が再び海外で戦争できる国にするための人づくりと、国家が教育に直接介入できる教育基本法の改悪に反対すること。
- (3) 国民の「内心の自由」を侵し、現在刑法の原則に反する共謀罪法案に反対すること。
- (4) 住民サービスの低下につながる小さな政府を目指す「行革推進法」「市場化テスト法」は、住民が作った共通の財産である自治体や公共業務を民間に開放するものであり、法案に反対すること。
- (5) 受診抑制につながる患者負担増、療養病床の廃止縮小、新高齢者医療制度の新設など、医療制度にまで格差を持ち込む医療関連法改悪に反対すること。

(回答)

この各要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。なお、勤務条件に関わる事項については交渉により解決を図っていきたいと考えているので理解されたい。

以 上